

高齢者福祉サービスにおける教養と娯楽の施策についての考察

坂本 雅 俊

(長崎国際大学 人間社会学部 社会福祉学科)

要 旨

本研究は高齢者福祉サービスにおける教養と娯楽の施策について考察したものである。ひとつは、法制度（教養と娯楽に関して触れた省令の運営基準）の根拠について列挙して比べた。これまで利用者に対して教養と娯楽は一方的に提供されるものとの表現が、近年に整備された施設運営基準では、利用者がより主体的に教養と娯楽に参加していくようになっている。これを前提として、次に利用者と施設職員に対して行った調査をまとめた。この調査は施設において大衆演劇の実演とその実演後の意図的・計画的な交流会という公演ボランティア研修を実施したことがらについて聞いたものである。結果として、学生が演劇とその後の交流会を通して福祉の研修となっていること、利用者が楽しめること、また、利用者が主体的に参加することでその本人の情動が活性化されることが分かった。従来副次的であったこの研究フィールドについて更に重視していきたい。

キーワード

教養娯楽、演劇、高齢施設

はじめに

老人ホームの中でホームが主催する教養娯楽等、レクリエーションやリハビリテーションを通して、利用者が心身を活性化することが利用者の幸福な瞬間を創りだしていることは多くの現場が認めるところであり、そのことはすなわち老人福祉法を適正に履行することでもある。さらに、介護保険の施行を境に利用者の支援が計画的に取り組みられるようになり、集団処遇という支援方法に加えて、個別の支援計画を長期的及び短期的に立て、その達成度に応じて計画を修正して立て直し、支援を続けることで、利用者の生活の質の向上につなげる成果を挙げてきている。こうしたケアマネジメントの方法が用いられる理由は、「高齢化、疾病構造の変化、慢性疾患の増加などにより、医療と福祉など異なった種類の複数のサービスが一人ひとりの利用者が必要になってきたからである。(引用1)」ことにほかならない。

また、厚生労働白書（平成14、15、16、17年度版）などによると、高齢化はさらに進展し、後期高齢者と高齢者の単身世帯が増加し、要介護者の増加が見込まれており、加えて高齢者が日々の暮らしのなかで寂しくないように社会で見守っていく方策が必要であるとして、友愛訪問などのコンテンツの充実が利用者や職員側から求められている。さらに高齢者にとって安全であるはずの老人福祉施設においてさえ、利用者に対する虐待の事件が報じられるなど、老後の生活への不安の増大は増してきている。一方では基本としての高齢者の安全で快適な生活の場をどのように築いていくのかについて、さらなる検証を行うことが必要である。そのためには高齢者の権利養護の視点が欠かせない。そして、真に権利擁護の実現を果たすためには、個人の生活を彩る教養娯楽のコンテンツを専門的に充実させることで多様な福祉文化を興隆させる必要がある。

このような背景のなか、介護保険法改正（2006年）により同法を根拠とする老人福祉施策に関しては、予防給付の導入など介護予防の重視、地域包括支援センターの創設と介護予防マネジメントの開始、地域密着型サービスの創設（小規模多機能居宅介護など）、介護予防・地域支援事業の充実、介護サービスに関わる情報公表システムの創設、高齢者虐待防止のための取り組み、市町村・保険者の機能強化が法的具対策として整備された。特に後期高齢者について、認知症の予防の対策は重点的に整備が必要という視点に立ち、運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上など具体策を推進する方針に追随するかたちで、厚生労働省は老人保健法を改正し、高齢者の医療保険制度を独立させて再構築を行った。生活者にとっては年金支給額は上がらないなか、高齢者の介護保険料や医療保険料や利用に際しての自己負担金が高額化し、生活費用全体を目減りさせている状況となってきた。こうした状況下で、生活者の教養娯楽は注目されにくい状況であるものといえよう。そもそも高齢者世帯の収入は平均280万円程であるが、高齢者の生活の質を維持していくための各種政策のターゲットとなる所得階層は、この年収250万円前後の所得層を中心に据えられているが、年収は50万未満から900万円まで階層が分散していることが高齢者の所得階層の特徴であることから、教養娯楽の嗜好も多様であることが想定できる。

施設における教養娯楽は運営基準により定められていることから、一定の季節行事は全ての施設において実施されている。福祉サービスの提供政策においても、規制緩和で市に裁量権限を与え、行政はNPOなどの活動を邪魔しないという方針も後押しし、大括りではないさらにきめ細かな利用者のニーズに対応できる法的下支えの仕組みができつつある。教養娯楽は、衣食住介護を提供する施設生活をさらに楽しく充実して暮らすための重要な分野として教養娯楽の理論的背景を踏まえ少々のフィールド研究を

含めて考察を行った。

1. 社会福祉関係法制からみる教養娯楽について

教養娯楽の運営についてみると、特別養護老人ホームの利用者においても、常時介護が必要な方が利用されているという括であり、所得の違いからくる趣味や嗜好の多様性も考慮していく必要がある。従ってターゲットを絞り難い状況であり、教養娯楽等をリーチアウトとして行う場合の方策についての研究が課題とした。入所利用した場合、たまたまその施設が充実した図書や娯楽の設備や充実したメニューの娯楽が用意されていたというだけであり、これまで利用者の衣食住が国の基準に沿って適切に整備されており、その内容はいかなる処遇であるのかということが注目されてきた。そして衣食住が、施設の個室化や虐待のない援助支援が利用者との間で確約されてきた近年においては、その次の課題として付加価値的側面であった教養娯楽等の充実性について検証していくことが求められよう。

ただこうした付加価値は、人気の図書を配備する、何らかの行事を行えば済むということではなさそうである。利用者お互いに対面した上での交流を柱とした、意図的計画的な教養娯楽等の展開、評価、再構成していくことで科学的な支援プログラムとなっていく。確かに娯楽的な活動を利用者に支援することは緊急性を伴わない業務標準である分、優先順位では劣るとする考えは否めない。衣食住を適切に整備することで、そうした付加価値は自然と付いてくるとの意見もでてこよう。本論ではこの付加価値的な運営業務から、現在の社会福祉援助の本来もっている役割を明らかにしていく契機となるものとする。高齢者施設の個室化や食事の嗜好まで考慮されてきている今日、利用者の立場から教養娯楽等の運営について考えてみたい。

近年、介護保険の施行により支援体制は整い、要介護ではなく自立した自活か施設生活か

という2者択一から、介護支援を受けながら自活を続けていく仕組みが生み出された。高齢期における生活者の基本は暮らしの自由意思が尊重されることであるのは言うまでもない事実であるが、一日中誰とも会話する機会のない高齢者や生活を潤いのあるものとするような刺激を受ける機会を持っていない高齢者が、社会から孤立することを防止するために、社会側からの積極的な、例えば教養娯楽等の働きかけが有効である。そして、介護保険を中心とした高齢者の生活へのこうした働きかけは、デイサービスやデイクラブといった予防も含めて外出機会を保障していると言える。仕組みは整いつつある日本の高齢期の暮らしの支えの仕組みは、さらにその中身としての教養娯楽面についても、その工夫方法の情報交換や一般化していくことが求められてきていると考えられる。デイサービスにおけるレクリエーションの展開方法は社会福祉援助技術としての発展も見せてきている。では、教養娯楽等の制度としての位置づけは、どうなっているのかまとめる。

その根拠についてみると、福祉機関における利用者の教養娯楽については、所管省庁の厚生労働省令により取り決められている。老人福祉法における特別養護老人ホームでは、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）の第16条において「指定介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーションを行わなければならない。2 省略。3 指定介護老人福祉施設は常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。4 指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。」のであり、教養娯楽の整備と家族との交流の必要性、外出機会の提供という福祉施設としての基準の特殊性が存在している。急性期疾病を扱う医療機関や職場、教育現場とは異なり、「施設が利用者の生活に踏み込んで関わり

をもつこと」について触れている。福祉関連サービスが単純な衣食住を提供するだけでなく、充実した暮らしの中身について研究を行い科学的に提供することが、これから到達していかなくてはならない課題であると考えられる。このことは、施設建物のデザインや造りの立派さや空調の快適さ、食事の温度管理、配膳時間や利用者の嗜好との適合性などについては改善されてきている。改築期を迎えた施設の個室化、また食事に対する改善取り組みも研修会研究会などで取り組まれており、粗末な建造と粗末な食事を提供していたのは過去となりつつある。こうした教養娯楽の運営や家族と利用者とのこころの交流の密度、さらに外出時の楽しみ方などは一身専属的な個人的な要件として扱われがちであった。今日に至って、幸福追求の支援展開を志す視点から、教養娯楽等についても利用者が多くの選択肢から自由に選べて参加できることはまさにキーワードといつてよい。

介護老人保健施設では、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第40号）の第21条において「介護老人保健施設は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。2 介護老人保健施設は、常に、入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。」と特別養護老人ホームと比較すると、教養娯楽や外出といった文言が用いられず、行事を行うことと家族と入所者の交流の機会を確保するという方向を示したものである。また、指定介護療養型医療施設では、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第41号）の第20条において「指定介護療養型医療施設は、適宜入院患者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。2 指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流などの機会を確保するよう努めなければならな

い。」と介護老人保健施設と同じ内容である。

また、老人福祉法を根拠とする養護老人ホームでは、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年7月1日厚生省令第19号）の第17条において「養護老人ホームは、入所者に対し、生活の向上のための指導を受ける機会を与えなければならない。2 養護老人ホームは入所者に対し、その身体的及び精神的条件に応じ、機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練に参加する機会を与えなければならない。3 入所者の日常生活にあてられる場所、必要に応じ、機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練に参加する機会を与えなければならない。4 省略、5 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。」とし、利用者個人の身体的及び精神的条件に応じて機能回復、減退防止に努めなくてはならないのであり、その具体策としてはリハビリテーションや予防健診の受診をはじめとして、教養娯楽設備等の整備とレクリエーション行事を実施する旨を明示している。ただしこれらの取り組み内容を評価される機会は（学会発表など）少なく、高度な教養娯楽等の取り組みとその成果を挙げている施設であっても、またその真逆であったとしてもそれを評価し、さらに報酬に上乘せされることはない。

補足すると、介護保健法では2006年度の法改正により「利用者が事業者の情報を比較検討し適切に介護サービス事業者を選択することが可能になるように」と、介護サービスの内容や運営状況に関する情報（基本情報と調査情報）を知事が指定する指定調査機関が事実確認を行った上で公開することが義務づけられている。詳細は避けるが、本論に関連するところでは、その人らしい暮らしのリズムの支援が実現できているか、楽しく入浴、食事ができているか、気晴らし、役割、楽しみごとの場面づくりについて取り組まれているか、五感刺激のあるような外出支援がなされているかなどが絶対評価で示される。また、老人福祉法を根拠とした施設に

おいては施設側が自主的に第三者評価機関の評価を受け、公表することとしている。これは2000年に法改正があった社会福祉法（福祉サービスの質の向上のための措置等）第78条の「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するように努めなければならない。2 国は社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講じるよう努めなければならない。」ことに基づいており、国は2005年度から県の福祉サービス第三者評価事業の対象ともなっている。国は福祉サービス第三者評価事業の実施要領についての指針を2001年5月に厚生労働省社会・援護局長名で取り組みをはじめたところである。上記同様、詳細は避けるが本論に関連するところでは、利用者どうし、家族や地域の人たちとの交流しやすい家庭的な雰囲気づくりの配慮があるか、アクティビティケア、余暇、レクリエーション等に取り組んでいるか、などが絶対評価で示される。こうした福祉サービス評価の対象は、高齢者施設関連だけではなく、福祉サービス全般となっていることから、社会福祉施設としては数の一番多い保育所をはじめとして、授産施設や児童館なども含めて、社会・援護局障害保健福祉部、雇用均等・児童家庭局もそれぞれ第三者評価基準などを示している。

さて次に軽費老人ホームでは、軽費老人ホームの設備及び運営について（昭和47年2月26日社老第17号）軽費老人ホーム設置運営要綱第1総則6 処遇②余暇活動と機能訓練「利用者の生活を豊かな明るいものとするため、新聞、雑誌、図書、ラジオ、テレビジョン、囲碁、将棋等の配置、各種レクリエーション等利用者の実態に応じて余暇活動、後退機能の回復等を行い健康の保持に努めること。」とし、具体的に余暇活

動の内容を示している。軽費老人ホームの運営内容では利用者が希望する図書購入のルートなどは大切な施設運営上の機能であることに着目しておきたい。

上記群と表現が異なるものとして同種の軽費老人ホームのひとつであるケアハウスについては、同運営要綱第4ケアハウス7の⑨において、「施設は、利用者の生活が健康で明るいものとなるよう必要に応じ、利用者の助言を行うとともに、利用者が、自主的に趣味、教養娯楽、交流行事等を行う場合に、必要に応じ協力すること。」とし、1989年にそれまで既存の軽費老人ホーム型、B型の軽費老人ホームに加わり代替していく形でつくられており、従来の運営要綱より近年につくられたこと、また介護保険制定の1997年との中間に存在する施設における保養、娯楽への視点として比較してみた場合、利用者に施設側が福祉サービスを提供する際に、利用者が自主的に趣味、教養娯楽、交流行事等を行う場合、必要に応じて協力しなさいと示しているところが、今日の利用者がサービスを選択できる環境整理と利用者を中心・主体とした施設運営へ移りつつある過渡期であったことが分かる。それは、車椅子レベルの利用者が安心して暮らせるホームとして説明されてきたケアハウスの設置期には、在宅サービスの重視、要介護の高齢者の急激な増加が社会的に話題となり、ゴールドプランが策定されていく前夜である。1963年の老人福祉法の制定とその運営におけるレクリエーションや教養娯楽等の取り組みは、利用者に対して指導し提供する形に加えて、より自主的に、選択できるだけのメニューを用意して側面的に協力する方法が取り入れられつつある時期といえよう。

老人福祉センターについてみると、老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について（昭和52年8月1日社老第48号）老人福祉センター設置運営要綱第2老人福祉センター（特A型）1事業⁽⁴⁾教養講座等の実施、として「老人の教養の向上及びレクリエーション等の

ための事業を行い、又はそのために必要な便宜を提供すること。」これと同様に（老人福祉センターA型）1事業⁽⁴⁾、（同B型）1事業⁽²⁾においても教養講座等の実施を行う規程がある。

老人憩いの家、についてみると、老人憩いの家の設置運営について（昭和40年4月5日社老88）の関係資料のなかの事業内容として示されているところでは、老人憩いの家の目的は「市町村の地域において、老人に対し教養の向上、レクリエーション等のための場を与え、もって、老人の心身の健康の増進を図ることを目的とする。」とし、事業は地方公共団体等が行い、その内容は「教養の向上（老人大学、講演会、講習会、読書等）レクリエーション、園芸、入浴等、老人クラブに対する援助」であり、集會室を設けて運営することを要綱に示している。

さらに休養と健康増進を図る特徴のある老人福祉事業として、老人休養ホームでは、景勝地における温泉入浴を挙げている。老人休養ホームの設置運営について（昭和40年4月5日社老第87号）によると、その目的は、「老人休養ホームは、景勝地、温泉等の休養地において老人に対し、低廉で健全な保健休養のための場を与え、もって、老人の心身の健康の保持を図ることを目的とする。」とし、和洋の宿泊室、娯楽室などにおいて、「休養、（休憩、宿泊）、レクリエーション（入浴等）」を提供することが示されている。因みに料金は平成15年で全国に52カ所、利用料は一人一泊2食付で6,300円からである。

2. 福祉サービスにおける「教養娯楽」の社会的な位置づけ

以上のように福祉サービスにおける教養娯楽等（保養を含む）のしくみは、福祉サービスの種類に対応した形で具体的に示されているが、保養が高齢者にとっての健康維持増進に如何程の効果がみられるのか、あるいはないのかもしれない。保養としての温泉入浴や演芸鑑賞など

が生きがいにつながるのかといったことからは、栄養摂取と休養と運動が成人病・生活習慣病を予防する事実を踏まえてみると、適正な効果が見込めるものと理解できる。その証左として、近年の生きがいづくりは、要介護にならないようにとの介護予防と実践展開のための地域の支え合い事業として社会的側面と生物学的側面、そして高齢者自身が健康で充実した生活を送る意思、生きようとする意欲を引き出すための側面について科学的根拠を持たせた事業展開となってきた。代表例とすると2001年の介護予防・地域支え合い事業では、A、介護予防として(1)介護予防教室の開催、普及啓発、転倒予防、認知症予防、IADL訓練、住民活動グループの支援、食生活の改善、生活習慣の改善、運動指導、(2)高齢者向けの筋力トレーニング機器を使用した運動機能向上のための包括的トレーニングの提供、(3)「食」の自立支援として、配食サービス等の「食」に関するサービスを「食の自立」の観点から、計画的・有機的に提供、(4)生活管理として、社会適応が困難な者への支援、近隣関係の修復など、B、生活支援として(1)外出支援、(2)寝具類等洗濯乾燥消毒サービス、(3)外出支援、家周りの手入れ、食材の確保などの軽度生活援助、(4)住宅の改修、(5)訪問理美容、(6)ボランティア団体などによる高齢者共同生活・グループリビングなどの支援、C、家族介護支援事業として、(1)家族のための介護教室、介護用品の支給、介護を行っている家族の交流会、旅行などによる心身のリフレッシュの場の提供、介護経験を活かしてヘルパーとして社会で活躍することの支援、徘徊する高齢者と暮らす家族支援サービス、認知症高齢者の家族に「やすらぎ支援員」が家族の外出や休息時に見守りや話し相手となるもの、(介護予防・地域支え合い事業の実施について平成13.5.25老発213、最終改正16.8.9)といった、利用者とその家族を支援するための科学的根拠に基づいた具体的な臨床事業が整ってきている。

もちろん、こうしたトレーニングなどへの参加は本人の意思が尊重され強制されるものではない。また、家族や知人同士で互いに強制してしまうような生活文化が創造されてしまっていないかの検証も常に必要である。それは、要介護で介護を受けていることがまるで悪いことのように自他の価値意識を創り、結果としてそれを補完するケアを改めて創造しなくてはならないといった連鎖も起こり得るであろう。このことは、健康志向は万人の願いであるという前提が果たしてそうなのか、という問いを社会福祉援助者が持ち続けることを求められているのである。合理的判断ができる国民は、健康に気遣った日常生活を送ることを常に選択するはずだ、従って介護予防における筋力トレーニングもその対象となる国民は、こぞって参加するに違いないというところから事業がスタートすることは、健康寿命は延ばすかもしれない。そのことはもちろん望ましいことである。

考慮を要することは、そうした健康志向が常に正しいとの共通の合理性に基づいた価値意識は、個人の選択理由を明確にすることから、曖昧な判断理由をできるだけ排除することとなる。従って結果として、健康志向をもたない、持てない人は、非合理的思考をする人間であり、時として反モラルな人間、そうした思考を持つ疾病罹患患者群としての位置づけがなされかねないことを言及しておきたい。2000年を前後して、「社会福祉援助技術の対象が経済的救済を主たる目的とした福祉から生活障害を支援する福祉へと変化し、福祉サービスが国民全ての関心事となっている(引用2)」のである。このことは、福祉サービスの貧困救済の対象者だけではなく、広く国民をターゲットとした福祉サービスへと変化しその意味での大衆化を招いている。そして新たな健康志向の同質化と排除の思考や行政に対して子育てや病人看護、老人介護を依存志向する人が発生していることも、最近の介護、子育て、健康問題に関連する事件や事例をみるにつけ見逃せない点である。結果

として、家族や地域における大衆文化で受け継いできた「人情」そのものが弱ってきているのではないかとも思える。

福祉ニーズが普遍化していることは評価に値する改革の方向である。介護サービスが貧弱であったから家庭崩壊が社会問題となったことを思い返すと、特に目に見える福祉サービスは充実して我々の生活を下支えるもので欠かせなくなっている。科学的根拠に基づいた福祉サービス提供社会から得た果実を、家族をはじめ近隣の人々、国民大衆の安寧と愛情、そして寛容な人間関係を深めるために役立てなくてはならない。そしてさらに次の課題として、大衆文化の動向の把握と近隣や家族関係を修復する手立てが必要と考えている。

さて、こうした論点を踏まえた上で、高齢者の生きがいについての論考を深める素材として、演芸の出前、近隣住民との交流、意図的計画的なグループ活動の展開、学生の生活体験としてのボランティア研修、福祉教育などをキーワードとして、近隣に在住している人たちと学生と福祉施設利用者や在宅の高齢者とを結びつける契機について、実践事例を通して考えてみる。

3. 高齢者福祉サービスの今日的な課題とは

今日の生活者の福祉環境は、保健、医療、福祉の連携というシステムの下に地域住民が協働参加するものである。そこでは、利用者とその家族の立場、行政の立場と市民の立場、またサービスを提供する職業人としての立場、その他無関係無関心の立場等があり、それぞれの立場からの見解や行動も違いがあって当然である。そうした状況において、我々生活者が暮らす市や町を構造化したネットワークづくりが盛んに展開されているところであり、生活者にとってさらに望ましい方向へと日に日に向かっていくものと考えられる。

身体や知的、精神の障がいの有無にかかわらず、職業生活、家庭生活、地域社会生活などに

おいて、それぞれの個人が社会との強い接点をもち続けて、生涯を充実したものと感じながら暮らせるような国家づくりがさらに求められているところである。

さて、国民大衆の健康と福祉の増進にむけて、先に整理してみたように戦後、福祉6法等を根拠とした温泉や保養所の整備にはじまり、利用者が選択できるだけの多様な複合的なシステム化の方向に向いている。

少し老人福祉施設の運営について振り返ると、明治にはじまった養老事業は開国と天皇を中心とした欧米型の国家へと転換させる時期と重なっている。この時期には宗教性の発露からの慈善救済が展開されはじめる。例えば、1903年には、古義真言宗の有志により新聞発行、人材育成、慈善事業、図書出版や慈善病院の設立をはじめている¹⁾。いわゆる今日の新聞報道、医療、大学の展開につながる萌芽期である。高齢者のための施設も、この1900年ころからキリスト教や仏教系の養老院として創られはじめる。運営費用は賛助組織をつくり、後援会費や寄付に依存しており、後援会組織運営と寄付を集めることが日常業務となっていた。ときには子どもや障がい者も同居しており、支援者家族が同居して共に暮らす処遇であった。現在の老人ホームの処遇の原点は、家族として共に暮らしていくことが援助方法であったと言える。そもそも社会福祉援助技術はなかったことを考えると、教養娯楽の援助支援もそういう視点はなかったのである。慰問や施設がたまたま教養や娯楽面に興味がある場合に利用者に提供される、慈善事業としてチャリティーに拠る時代であった。その後、市や国から補助金が養老施設に給付されることで寄付活動は下火にならざるを得なくなり、地域社会との関係も慈善事業当初と比べると冷え込んでいく。こうして、現在、慰問という形から、友愛の訪問へと変化してきつつあり、教養・娯楽への取り組みは利用者との友情において支えられることとなっている²⁾。

このように少し歴史を振り返ってみても、利用者と地域住民が友好的気持ちで交流をすることができるようになってきているのはむしろ最近になってからであるといえよう。現在では、小学生は授業の一環として施設訪問し利用者と手紙のやり取りを行い、実習学生が頻繁に出入りし、多様な契機からボランティアを行う市民が増加していることは歓迎したいところである。こうした背景には、施設を社会に開放していくための仕掛けが欠かせないものと考えられる。さまざまなきっかけを意図的計画的につくりだしていき、そこで地域住民や学生などを参加主体として巻き込んでいくのである。そしてここでは演劇を素材とした教養娯楽活動の展開の実践と少々の検討を加えて紹介するが、利用者が観劇やグループ活動に興味がない場合は、参加を強制されるものではないことはいうまでもない前提である。利用者個人が興味がある違った素材を用いることになる。いずれにしても要介護状態におられる利用者をターゲットとして、施設内の暮らしに向けて教養娯楽面の視点から働きかける方策が必要であると考えており、そのひとつの素材であるといえよう。

4. 演劇ボランティアの実践と分析

ここでは、施設において、演劇を観る側である利用者とその家族と職員を観劇側として、役者や舞台設備など芝居を作り上げて演じていく学生達や地域の協力者を提供側と表現する。

本実践展開をまとめてみると以下の様である。

実践展開について観劇者、施設職員に対するアンケート調査とボランティア研修後の学生に対して行った合評会について集計とその分析を行い明らかとなったことは次の通りである³⁾。

調査を行った対象者は延べで、A) 観劇者側の特別養護老人ホーム利用者及びデイサービス利用者が342名、B) 同職員が47名、C) 地域住民(県内の在宅高齢者で公民館で観劇した人数)が127名、D) 同職員6名、E) 介護老人

保健施設利用者が62名、F) 同職員が10名、G) 養護老人ホーム利用者43名とH) 同職員5名である。そのうち認知症などで内容不明のものを除いた有効回答はAが51名、B75名、C14名、D6名、E12名、F10名、G11名、H5名の各名である。調査は当日に5～7名の九文座所属の大学院生らが行い、当日処理できない分については当該職員にアンケートの完成をお願いして後日に郵送してもらった。調査内容は、演劇に関する嗜好調査、観劇と交流会、利用者の情動への働きかけ、娯楽として楽しめたか、その他希望する内容などを聞いている。また、公演ボランティア研修の終了後に大学院生も含めて毎回18名前後による学生による合評会を行い、演劇時の観客の反応、その後の交流会の対話、今後の課題についてである。分析方法は回答原本にもとづき、意見の内容を全て柱立てしていき、利用者の興味と合致しているか、近隣住民との交流となっているか、意図的計画的なグループ活動の展開はできているか、学生の生活体験としてのボランティア研修となっているか、近隣に在住している人たちと学生と福祉施設利用者や在宅の高齢者との結びつける契機となっているか、のテーマについて結びつけて検証し、結論として、教養娯楽として働きかける方策として有効であるのか、について考察した。

まず、利用者の興味と合致しているかについては、利用者の65%が合致していると回答、演劇後の交流会は男性80%、女性53%がとても楽しいと回答している。合評会においては、演劇は計画的だが、利用者の主体的参加までできていないことが指摘された。学生の生活体験としてのボランティア研修となっているか、については10割の学生が研修となったと回答している。近隣に在住している人たちと学生と福祉施設利用者や在宅の高齢者との結びつける契機となっているか、については、施設職員から46名の7割が契機となっていると回答している。さらに教養娯楽として働きかける方策として有効

であるのか、について6施設の生活相談担当職員6名に対して個別面接を行ったところ、有効であるといえるようであると結論を得た。その主たる理由は、勸善懲悪で分かりやすい劇のあらずじであること、見栄えのある立ち回りであること、交流会の利用者の対話内容と表情が共に通常より高揚したことが観察できた点が指摘された。

なお、利用者が特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、地域住民とその所属の違いについて、先の省令に照らしてさらに細かく教養娯楽の働きかけの手法については検討していく方法がある。慰安としての一方通行タイプの催しから、利用者の主体的な活動として、利用者自身が企画し誘致していける仕掛けづくりによる利用者の変化について検証することも課題となる。それは、利用者との開催打ち合わせなども大切な手続きであることが分かったことから、利用者が企画して開催することによりさらに利用者の教養娯楽に対する積極性を引き出すことができるのではないかと仮説も成り立つと考えられるからである。

これまでのフィールドでは利用者の意見や学生の合評会⁴⁾を参考に、企画、運営に共同した職員が利用者を観察し、演劇とその後の交流会の前後についてその変化を捉えたところに、基準を標準化しようと試みたのであるが、さらに施設の種類とその教養娯楽に関する法的根拠内容の違いが、利用者の主体的参加を難易にしているのか、職員の教養娯楽への関心の強弱の意識はどうか、などについて施設種ごとの比較調査を試みたい。なお利用者の認知能力、嗜好傾向を変数としては分離したが、検証に必要な変数もあるためその処理は今後の調査内容を変更していく必要がある。

長崎国際大学の九文座⁵⁾の活動を通じた実践とその内容検討については、筆者の研究班を中心として学会において大学院生と共同で発表している⁶⁾。

当初は人間関係を視覚するためにマップ技法

の臨床的応用などを検討してきたが、人間関係は時々刻々と動きがあり、ダイナミックであり、なおかつ盛んに変化することから数量的に、立体的に表現していくことが難しい。さらに別の障壁として、個人情報保護に関する法律が平成15年5月に施行されて以来、ケースワーク教育の臨床で匿名ではあるが緩やかに活用してきた事実の事例を活用することができにくくなってきている。そこでより創作物の事例で、興味深い人間関係が表現できる方法として演劇を用いてみることにした。大衆演劇がケースワークにおける人間関係を表現するのに適していると思われるところは、大衆演劇は親子、夫婦、老親とその子とその家族の情愛や人の行動を人道として筋を通していくことをわかりやすく、視覚、聴覚に訴えかけて表現するのに適している。着物をはおり、旅人風の鬘、合羽に草鞋姿になると、そこには現在と異なる時代として日本の歴史物語を表現する場が設定できる。時には義賊役に応援の掛け声がかかる、被害者が加害者となる、また立場が入れ替わるなど、複雑な人間関係を舞台上で表現すること、また観衆として登場人物の心情に思いを巡らせていく。常に自分を中心として人間関係を理解するのではなく、他者の立場になって考えてみる、そして喜び方と共感の表現、怒りの処理の方法、償いの示し方などを恋愛、決闘を通じて観客が納得する喜びを引き出すところである。

そこでこれまでの実践研究報告の主たる経過は次の通り。1)「人間関係を視覚化する試みの研究1」では、学生が施設や地域で公演を行うことを演劇公演ボランティア研修と定義し、演劇を通じて学生と利用者や地域住民の交流が有効にできることを検証した。検証方法は同研修に参加した学生に対する自由記述アンケートで行った。2)「人間関係を視覚化する試み(その2)」では、落語劇とその後の交流会を通して、利用者が新しい人間関係を育む文化的交流の機会となりえるのかをテーマとして、仮説1、高齢者が若い頃を思い出す、仮説2、演劇

の勤善懲悪のあらずじに感情移入する、を立てた。アンケート調査を行った結果、若い頃を思い出したと答えた者は8%で、勤善懲悪への感情移入は12%であった。仮説に対する利用者の反応は低かった。その理由について合評会では、一方的な演劇の提供であることから利用者の反応が少ないのではないかと話し合った。利用者を企画段階から共に進めるなどの主体的な参加方法をすすめてみるのが検討課題となった。人間関係を舞台上に視覚化していくことについては、1回性の研究の積み重ねを記録していく方法とアンケートの方法も検討課題とした。3)「学生大衆演劇を通じて生活文化を表現する芸術福祉の検討」では、利用者が新しい人間関係を育む素材としては、有効であることを踏まえて、その理由は演劇を通して日本の生活文化を表現しているからではないか、特に道徳律を備えたあらずじが観劇側にとっては共感されているのではないかという仮説について、演劇ボランティア終了後の聞き取りアンケートにおいて調査し、提供側の学生との合評会において検討した。結果としては、高齢者施設における演劇ボランティアそのものが、簡便性、出前型、地域に密着している学生演劇、という特性を備えていることが、観劇側(利用者、特に施設職員からの支持がみられた)の意見で明らかとなった。4)「高齢者福祉施設における大衆演劇の実演とその後の意図的交流会の効果に関する研究」では、これまでの研究発表を総説的にまとめて、海外の社会福祉学者との意見交換を行う目的で国際社会福祉学術討論会において発表を行ったものである。意見交換を行った結果として、演劇ボランティアの目的は明らかだが、そうした活動の裾野を地域化社会化していくことの必要性が求められた。そのためには、そもそも日本の各所においても行われてきた既成のネットワークを活用する方法をとることが考えられた。いわゆる歌舞伎でもないプロの劇団でもない、地元の町内の方々が楽しみの行事として取り組まれてきているいわゆる「い

なか芝居」に関する調査を新たな研究課題として据えている。

おわりに

こうした演劇の計画と展開を福祉向上に結びつけるにあたり、そのサービスの位置づけをしておく、社会福祉のテキストで示すところの法律による福祉と法律に抛らない福祉の区分では後者に当たる。また、社会福祉におけるフォーマルサービスとインフォーマルサービスの区分においては、公的制度ではなく、家族としてのサービスでもないため、明確に区分はできないものの、インフォーマルなサービスに含めておいてよいであろう。

さて演劇というアートな素材を福祉の向上に用いるにあたっては、演者と観衆の気分の高揚感を創造する作業であることから、どうしても感情的な産物も同時に扱わざるをえない。これは付記しておく、経験科学が魂(A SOUL)を排除することで精度を深めてきた歴史的事実と照らし合わせると、演劇の計画と展開という方法論は学習やレクリエーションの展開と似た形で表現はできる。

本来の目的である社会福祉を利用する生活者の福祉を向上させる効果については周辺をアンケートや合評会を参考としつつも、研究フィールドとして、担当職員が日常の利用者との違いや変化を観察しそれを聞き取り調査する手続きを取った。反省として、利用者と日常的に関わっている職員の観察が、利用者の認知能力や嗜好を踏まえたものとの仮定はしているものの、変化の程度にまで踏み込めていないことが挙げられる。また、利用者への直接の聞き取り調査では、聞き取り調査員の恣意や誘導が働いたところもあったのではと取れる記述もみられたところである。

福祉の向上のための素材は人間の関係論のダイナミズムのなかに表現されるものであり、それを文字により捉えて社会科学的に表現することはさらに先の研究課題となろう。また生活者

の福祉を向上させるための取り組みの研究フィールドについては、グループ活動やグループワークを中心技術としてレクリエーション活動の領域の成果も参考としていきたい。

長崎国際大学における演劇部のサークル活動の地域における展開について検討してみると、地域の生活者や施設に入所している利用者をターゲットとして巻き込んだ意図的計画的な生活の質の向上に寄与する取り組みが展開できる可能性について探ることである。(これはいなか芝居として佐世保の要所の地域において取り組まれてきた活動と類似する点もあることから、正確には再構築といってもよいものであろう。)要は、地域における福祉計画とそれを実践として展開していくコンテンツの両立である。計画とその展開が合わされることで生活者の福祉の向上に役立つ活動が展開できる。

これまでの研究から今後の活動は、近隣地域の人々との共同の芝居づくりを計画していくことが必要であることがわかった。現在H町のリーダーと交渉をすすめているところであるが、中学生や高校生、そして家庭内夫人、高齢者まで既成の町内の人間関係を土台として進める計画である。

福祉サービス第三者評価事業においては、福祉サービスの評価を行うことになっている。特に教養娯楽等に関連した項目も見られ、今後の社会福祉援助者が取り組むべき指針となつてこよう。特に連帯や助け合い、特に慈善的発露としての福祉サービスの提供は、不公平な処遇を生む温床となつてきたことも否めない。従つて、高齢者施設の運営の方向として、衣食住の整備基盤がインフラとしても整いつつあり、その臨床においても利用者の日常生活動作に対する支援が体系的にまとまりつつある。そうしたなか、改めて福祉サービスの原点を振り返るとき、社会正義及び健康並びに安全で、なおかつまごころを発露とした科学的な福祉サービスの提供を継続的に安定供給していかなくてはならないし、社会福祉関係職の使命観が求められて

いるのではないだろうか。そこで最後に教養娯楽の振興と家族との交流、外出機会等を展開するためには、文化とスポーツを2つの柱とすることを提案したい。具体的な展開活動の事例研究が深められることが福祉サービスにおける暮らしの向上を支援するものとして必要と考えられる。

註

- 1) 仏教社会福祉事典2006年初版324頁,(法蔵館出版)によると、新聞社事業について「六大新報社が慈善事業に関する情報を広く伝え、その活動の活性化を促した意義は大きい」とし、1906年の東北基金や1910年の関東大水害に際し、義捐金を募るなど災害救援活動にも比較的早期から積極的にとりくんでいる(中西直樹)との記録がある。
- 2) 長崎県すこやか長寿大学校において、筆者が2005・2007年度、受講生と共に老人ホームに於いて14回シリーズの福祉コースの授業を行っている。その際の実験生(受講生)の声をひろったものである。
- 3) 長崎県内のO公民館において近隣住民51名・職員4名(2005年9月)、S特別養護老人ホーム利用者48名・職員7名(2005年5月)と利用者52名・職員5名(2005年12月)、T特別養護老人ホーム利用者46名と職員8名(2005年9月)、S介護老人保健施設利用者35名と職員4名(2006年3月)、T特別養護老人ホーム36名と職員6名(2006年6月)、S福祉村43名と職員5名(2006年7月)、H町民交流会市民76名と職員2名(2006年3月)、Y特別養護老人ホーム利用者56名と職員12名、H特別養護老人ホーム利用者63名と職員14名、S介護老人保健施設利用者27名と職員6名(2007年2月)、H特別養護老人ホーム利用者41名と職員7名(2007年7月)に対して演劇ボランティア研修の前後に観劇側の利用者(観劇)と担当職員に対して調査を行っている。有効回答の総計は、観劇の事前調査(124名内女性101名)と観劇後の調査(59名内女性40名)である。内容は、演劇に関する嗜好調査、観劇と交流会を通して感じたこと、利用者や市民への提供側の情動への働きかけ方と観劇側の娯楽としての効果、その他希望する内容などを聞いている。また、公演ボランティア研修の終了後に学生による合評会を行い、演劇時の観客の反応、その後の交流会の対話、今後の課題について話し合いを行っている。

4) その評価をみると、ボランティア研修に参加した学生の公演終了後の合評会では、福祉施設への関心がわいた、福祉について深く考えるようになった、高齢者から心を開いて接してもらえることが実習のときとは違うと感じた、高齢者が握手を求める、演劇を観て涙を流すなどが嬉しい、ボランティア研修を行うことを通して自分に足りないところがわかった気がするとの意見交換がなされた。

公演後に意図的に催している観劇側と提供側の交流の場の特徴についてアンケート調査(註3)を用いて総括すると、観客と演者としての立場で交流できること、劇という共通の話題で設定されたなかでのコミュニケーションであることから互いに会話が安易に行える、学生にとってはコミュニケーション能力向上のトレーニングともなっている、利用者にとっては観劇の余録として楽しみを輻輳する機会となっている、である。

これは、演劇療法を取り入れたアクティビティケアに関連した先行研究で次のことが指摘されている。1. 橋本正樹『大衆文化事典』大衆演劇454頁弘文堂、1991年、において「高齢者社会を迎えるわが国においては、娯楽の原点というべき観客本位のひたすらサービス精神に徹する『大衆のための演劇』は、ますます根強く大衆に支持されるであろう」と記している。2. 月刊福祉2001 3月号 全国社会福祉協議会「演劇療法を取り入れたアクティビティケア・金色夜叉・取材記事」31頁において、「利用者の情緒の安定を引き出し、心身の活性化を図りつつ他の利用者との自然な交流が果たせる」、「この『どうしようもないぐらいの不思議な時間と空間』が職員も含め皆にとって楽しいものであったかどうかの評価のポイントである」とその体験的分析を述べている。

こうした、「利用者の情緒の安定を引き出し、心身の活性化をはかりつつ他の利用者との自然な交流が果たせる」というところまでは確認ができなかったものの、先行論文の指摘している点は理解できる。

5) 長崎国際大学の九文座は、その規約において大衆演劇に関する芸術福祉の実践・研究を通じて人類の福祉向上に貢献するとともに、部員の人間的・学問的資質の向上を図ることを目的とするとの目的を掲げて2004年度に本学における認定サークルとして発足した。この目的を達成するために、演劇を通じての芸術福祉に関する調査研

究、演劇を通じての福祉芸術活動(観劇並びにその奨励、ボランティア活動、募金活動等)の展開を計画実施している。

6) 共同「人間関係を視覚化する試みの研究(その1)演劇公演ボランティア研修の実践を通して」17年12月3日、日本社会福祉学会九州部会第46回大会、会場：九州看護福祉大学534教室

共同「高齢者福祉施設における大衆演劇の実演とその後の意図的交流会の効果に関する研究 人間関係の視覚化する試み」平成19年3月第3回国際社会福祉学術討論会誌 40-42頁、平成19年3月18日~20日 第3回国際社会福祉学術討論会 会場：佐賀大学本庄キャンパス

(参加大学 国立台北大学 輔仁カトリック大学(台湾)、遼寧師範大学(中国) 佐賀大学他(日本))

共同「人間関係を視覚化する試み(その2) 高齢者施設における「落語劇とその後の交流会」の意義について」平成18年12月10日 日本社会福祉学会九州部会第47回研究大会 会場：鹿児島国際大学

共同「学生大衆演劇を通じて生活文化を表現する芸術福祉の検討」平成18年6月11日 日本地域福祉学会第20回大会 会場：長崎国際大学

引用文献

- (1) 杉本敏夫『高齢者福祉論』227-228ページ、ミネルヴァ書房2000年。
- (2) 蛭江紀雄『福祉理念とケアサービスの意義』2頁、介護労働安定センター編集2007年。

参考文献及び資料

- (1) 厚生労働省「国民生活基礎調査」。
- (2) アビー・ペリー編「看護とヘルスケアの社会学」第7章273ページ 医学書院2005年。
- (3) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第39号)。
- (4) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第40号)。
- (5) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第41号)。
- (6) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年7月1日厚生省令第19号)。
- (7) 軽費老人ホームの設備及び運営について(昭和47年2月26日社老第17号)軽費老人ホーム設置運

菅要綱 .

- (8) 老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について (昭和52年 8 月 1 日社老第48号).
- (9) 老人憩いの家の設置運営について (昭和40年 4

月 5 日社老88) の関係資料 .

- (10) 老人休養ホームの設置運営について (昭和40年 4 月 5 日社老第87号).